

平成一一年一月一九日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 内山智恵子
平成一〇年(ワ)第一二三五一号 損害賠償請求事件(口頭弁論の終結の日) 平成一〇
年一月一七日)

判 決

東京都調布市国領町一―四一―

原 告 m r k o n o

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

(送達場所)

東京都千代田区大手町一丁目三番三号 大手町合同庁舎第三号館 東京法務局

訟務部

被 告 国

右代表者法務大臣

中村正三郎

右指定代理人

大圖明

同

松岡升翁

同

稲田恵美子

主

文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求

一 被告は、原告に対し、一四六万一四三〇円及びこれに対する訴状送達の日

(平成一〇年六月一七日) から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 被告は原告に対し、検察官が原告の告訴にかかる事件のうち、道路交通法七二条の救護義務違反及び報告義務違反事件についての処分結果を故意に原告に通知しなかったことについて、陳謝の意を表する謝罪文一通を給付せよ。

第二 事案の概要

本件は、原告を被害者、齊藤（以下「齊藤」という。なお齊藤については、本件記録上「齊藤」、「斎藤」、「斉藤」、「齊藤」等の字が使われているが、比較的多く使われている「齊藤」を用いて表記することとする。）を加害者として発生した交通事故に関し、原告が告訴した事実の一部である齊藤の道交法七二条の救護義務違反及び報告義務違反被疑事件につき、検察官が刑事訴訟法二六〇条に基づく通知を原告に行わなかったことが原告に対する不法行為を構成するとし、原告が、被告に対し、国家賠償法に基づき一四六万一四三

○円（内訳は、原告が齊藤を被告として訴えた民事訴訟の訴訟上の和解における損害賠償額決定に当たり、原告が譲歩した遅延損害金相当額四五万七五〇〇円、原告が担当検察官に内容証明郵便三通を郵送するために要した費用相当額三九三〇円及び慰謝料一〇〇万円）の損害の賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、謝罪文一通の給付を求めた事案である。

一 前提となる事実

以下の各事実は、1については当事者間に争いがなく、2については甲一号証、一四号証ないし一六号証及び乙一号証により認められる。

1 平成五年九月二三日午前一時三二分ころ、齊藤は普通乗用自動車を運転中、東京都江戸川区内において、原告運転の普通乗用自動車（タクシー）に追突し、この事故により原告及び原告運転車両に乘客として同乗していた進藤

が受傷した。(原告に対しては、同年一〇月八日付けで松田病院による頸椎捻挫疑との、及び同年一一月二日付けで田中医院による頸背部捻挫との、各診断がなされている。以上の事故及び追突直後の齊藤の救護義務違反及び報告義務違反の各事実を併せて、以下「本件事件」という。)

2 原告は、齊藤の運転する自家用乗用車が原告の運転する営業車後部に追突した事実、齊藤は追突の直後、何らの措置もとらずに転回してそのまま逃走した事実、及び原告が一〇番通報や救急車の手配をした事実等を告訴事実として記載した齊藤を被告訴人とする告訴状を作成し、平成五年一二月四日に東京地方検察庁に発送し、右告訴状は同月六日、同庁に到達した。

二 争点及びこれに対する当事者の主張

1 検察官が、刑訴法二六〇条に基づく通知義務に違反した場合、国家賠償法

一条一項の不法行為が成立するか否か。

(原告)

公権力の行使にあたる検察官が、告訴権者に対して負担する職務上の法的義務に違背してその権利を直接侵害した場合には不法行為となり、国は、告訴権者に対し、国賠法一条一項に基づきその損害を賠償する責任を負う。

(被告)

検察官による犯罪の捜査及び公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであつて、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によつて受ける利益は、公益上の見

地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事
実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではない。したがって、告訴
人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分
の違法を理由として、国賠法の規定に基づく損害賠償請求をすることは
できないのであり、検察官が刑法二六〇条に基づく通知義務に違反した
場合も同様である。

2 検察官が、齊藤の救護義務違反及び報告義務違反被疑事件の処分結果を、
原告に通知した事実があるか否か。

(原告)

検察官が齊藤の救護義務違反及び報告義務違反被疑事件の処分結果を原
告に通知した事実はない。

(被告)

本件事件を担当した赤根智子検察官（以下「赤根検察官」という。）は、平成六年九月ころまでに、原告に対し、齊藤の報告義務違反については、起訴した上、罰金五万円に処せられたこと、救護義務違反については、齊藤において原告らが怪我をしたことを認識した上で救護の措置をとらなかつたと断定できるだけの証拠がないことから起訴されなかつたことを口頭で説明し、救護義務違反及び報告義務違反被疑事件の処分結果を通知した。消滅時効が成立したか否か。

(被告)

かりに不法行為が成立するとしても、原告は、遅くとも、原告が赤根検察官に対し刑訴法二六〇条の処分通知義務に違反して道路交通法違反の処

分通知をしなかったことの補正を求める最初の内容証明郵便を郵送した平成七年三月二三日までには、赤根検察官の違法性を認識した。したがって、平成一〇年六月八日付け提訴に基づく本件請求は、いずれも消滅時効期間が経過しており、被告は、右消滅時効を援用する。

(原告)

加害者の認識があり、発生時期を異にする損害が数個ある場合の消滅時効の時効期間は、各損害ごとに進行すると解されるので、提訴の日から逆算して、三年未満に生じた損害については、消滅時効が完成しない。したがって、原告が最初の内容証明郵便一通を出したときの費用一三一〇円を除き、消滅時効は完成していない。

第三 当裁判所の判断

一 争点1及び同2について

1 国賠法一条一項の適用を受ける公務員の違法行為は、不法行為、すなわち他人の私権もしくは法的に保護されるべき私的利益の侵害行為をいうのである。公務員の職務執行上何らかの違反があれば直ちに右の違法行為に当たるといふ性質のものではないと解するのが相当である。

そして、刑訴法二六〇条が、告訴等のあつた事件につき不起訴処分をしたときに、速やかにその旨を告訴人等に通知すべきものとしているのは、付審判請求や檢察審査会に対する審査請求の前提となる同法二六一条所定の不起訴理由告知の請求の機会を告訴人に与えること、ひいては檢察官の恣意的な不起訴処分を抑制することを主たる目的とするものであつて、告訴人等の私的権利ないし利益の保護を目的とするものではなく、また檢察官の告訴人等

に対する通知義務も、もっぱら公法上のものであるから、かりにそれに違背することがあったとしても、告訴人等の人格をことさらに無視し、その名誉を侵害する意図をもって通知しなかった等の特段の事情のない限り、それが告訴人等の私的権利ないし利益に対する違法な侵害行為として不法行為を構成する余地はないというべきである。

2 本件について検討する。

(一) まず、「前提となる事実」において認定した後の本件事件の処理に関する事実経過は、甲三号証、二五号証、乙一号証及び弁論の全趣旨によれば、以下のとおりであったことが認められる。

(1) 本件事件は、平成六年一月二一日、警視庁葛西警察署から、業務上過失傷害罪並びに救護義務違反及び報告義務違反を内容とする道路交通法

違反被疑事件として、東京地方検察庁検察官に送致された。

(2) 原告の告訴状は、平成六年一月二八日、東京地方検察庁検察官宛のものとして、また業務上過失傷害事件についての告訴として受理され、立件された。

(3) その後、本件事件は、東京地方検察庁において、平成六年四月に行われた配点替えにより、赤根検察官が前任の検察官から引き継いだ。

(4) 赤根検察官は、原告に対する事情聴取等を行った平成六年四月一四日から同年五月二五日までの間に、原告の話から、原告が本件告訴において、ひき逃げの件を含めて齊藤を告訴する意思を有していたことを理解した。

(5) 赤根検察官は、右の原告の話から、告訴状記載の事実のうち救護義務

違反及び報告義務違反の件を告訴事件として立件すべきかどうかを検討したが、これらは既に警察によって事件として立件され、送致事件として検察官に送致され、検察庁において捜査が開始されていたことから、改めて告訴事件として受理し立件する必要はないと考え、立件しなかった。

(6) 赤根検察官は、平成六年六月八日、本件事件のうち業務上過失傷害被疑事件につき不起訴処分とし、同道路交通法違反被疑事件については、江戸川区検察庁検察官に移送した。

(7) 赤根検察官は、平成六年六月二一日付けで、原告に対し、齊藤の業務上過失傷害被疑事件につき、不起訴処分とした旨の通知書を送付し、同月下旬ころ原告に到達した。

(8) 江戸川区検察庁検察官は、平成六年六月二四日、報告義務違反の罪で齊藤を江戸川簡易裁判所に略式起訴し、同裁判所は、齊藤を罰金五万円に処する旨の略式命令を発した。

(9) 本件事件のうち救護義務違反被疑事件は、江戸川区検察庁検察官が報告義務違反の罪を略式起訴した平成六年六月二四日ころまでには、不起訴処分とされた。

(二) 次に、道路交通法違反被疑事件の処分結果についての原告に対する通知状況について検討する。

乙一号証（赤根智子作成の陳述書）には、赤根検察官は平成六年九月中ころまでに、齊藤が道路交通法違反につき五万円の罰金に処せられた旨を原告に電話で告げたこと、及び赤根検察官は平成六年八月か同年九月初ころ

原告が東京地方検察庁を訪れた際原告に対し齊藤の道路交通法違反については報告義務違反でしか処罰できなかつたと説明したことが記載された部分がある。他方、甲四号証及び五号証（いずれも原告作成の内容証明郵便）によれば、原告は、赤根検察官に対し、平成七年三月二三日及び同年七月六日発送の各内容証明郵便において、齊藤の道路交通法違反被疑事件についての処分結果を尋ねていたことが認められる。他に道路交通法違反被疑事件の処分結果を赤根検察官が原告に通知した事実の有無を客観的且つ明確に証する証拠は本件において存しないので、右の事実の有無は証拠上判然としないが、弁論の全趣旨によれば右処分結果の書面による通知はなされていないことが認められる他、原告が前記内容の甲五号証の内容証明郵便を赤根検察官宛に出した事実を鑑みるときは、少なくとも、平成七

年七月六日までの間、道路交通法違反被疑事件の処分結果を、原告が明確に理解できる形での通知はされていなかったことが推認される。

なお、原告が平成七年七月中旬ころ、東京地方検察庁の上田某から、齊藤が道路交通法違反で罰金五万円に処せられたことを電話で聞いたことについては、原告の認めるところである。

(三) 以上の事実関係に基づき検討する。

原告作成の告訴状は、齊藤の救護義務違反及び報告義務違反の件に対する原告の告訴意思が読み取れる記載の仕方がされていると認められ、また事件の特定もされているといえること、及び赤根検察官は、原告から事情聴取をする中で、原告が救護義務違反等についての告訴意思を有していたことを理解していたことからすれば、本件事件を担当する検察官としては、

齊藤の救護義務違反及び報告義務違反の件についても告訴事件として受理、立件し、その処分結果につき原告が明確に認識できる方法を用いて速やかに通知することが告訴制度の趣旨にかなった手続であったと解される。本件においては、齊藤の救護義務違反及び報告義務違反の件につき告訴事件として立件しておらず、また、これらの処分結果につき、明確で速やかな通知を原告に対して行ったとは認められないから、これらの点において、本件事件を担当した検察官等の公務員には手続違背が存したといえる。

そこで、右手続違背が、原告に対する不法行為を構成するか否かにつき検討すると、本件記録を精査しても、右手続違背につき、赤根検察官その他本件事件処理に携わった公務員において、告訴人である原告の人格をこ

とさらに無視し、その名誉を侵害する意図が存していた等の特段の事情は

認められない（原告は、警視庁葛西警察署からの刑訴法二四六条に基づく事件送致はなく、形だけ捏造されたものであって、検察庁は警察の送致義務違反を庇護した旨主張しており、甲一〇号証によれば、平成五年一月四日の時点において、自動車安全運転センター東京事務所において、本件事故にかかる交通事故証明書発給に必要な書類が見つからなかったこと、甲一二号証の1によれば、警視庁葛西警察署が原告の送付した郵便の受領を拒絶したこと、原告の告訴状が東京地方検察庁に到達してから、同庁がこれを受理するまでに五三日間を要していることがそれぞれ認められるが、これらをもってしては原告の**右主張事実を認めるには足りず**、他に原告の右主張事実を認めるに足りる証拠はなく、他に前記特段の事情を認めるに足りる事由は主張上も証拠上も認められない。）。したがって、前記手続

違背が原告の私的権利ないし利益に対する違法な侵害行為として不法行為を構成するものとはいえない。

二 以上のとおり、本件において不法行為は認められないので、原告の本件請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

東京地方裁判所民事第一七部

裁判官 合田智子

右は正本である。

平成一年一月二日

東京地方裁判所民事第17部

裁判所書記官・内山智恵子

